

八王子市立第八小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R4.2月改）

八王子市立第八小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭・地域、外部の公的機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。
- 令和8年度の重点項目
いじめ防止・早期発見・組織的対応・保護者や地域・関係機関との連携に努めるとともに、日頃から言葉遣いを含めた人との関わり方、思いの伝え方、課題解決の方法の指導を丁寧に行う。

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- いじめ対策委員会の迅速で有効な機能の発揮
- 他者との距離感や言葉遣い、言葉の不足など、人と接する中で生じるトラブルの未然防止
- ふれあい月間のアンケートの有効活用
- 重大事態への対処
- インターネットやSNSを通じたいじめへの対応

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週金曜日 15時から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

いじめの把握…教員からの「いじめの事実一覧」「ふれあい月間のアンケート」での報告、共有「子ども見守りシート」の活用
 事実の有無の確認…いじめ対策委員会が中心になっていじめの有無の調査、調査結果に基づいて被害児童及び保護者に説明
 認知…いじめが疑われる事実を把握した際は、「学校いじめ対策委員会」においていじめであるか否かを判断
 対応…認知したいじめについて、具体的な対応の進め方について、組織的に対応、認知したいじめについては保護者に必ず情報を提供し、学校としての対応を伝えて納得を得る。
 解消判断…「学校いじめ対策委員会」で以下の2条件をもとに判断する。
 ① いじめが止んでいる状態が3か月以上続いている。
 ② 被害児童が心身の苦痛を感じていない。

いじめの防止等に関する教員研修

- 5月 1日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 8月 27日 「いじめへの組織的な対応」
- 1月 7日 「重大事態の理解と対応」
※スクールロイヤーによる講演

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・特別の教科道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳授業を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ・特別の教科道徳は、「主として人とのかわりに関すること」を重点内容項目として取り上げて授業をする。
- ・年に3回、「いじめ防止等に係る授業」を全学級で行う（特別の教科道徳や学活）。

SOSの出し方に関する授業

- ・長期休業前に、「SOSの出し方に関する授業」を行う。自分がかけがえのない大切な存在であることや不安へや悩みへの対処方法を理解し、周囲に助けを求める行動の大切さについて考えさせる。
- ・「相談できる大人がいる」かのアンケートを実施し、保護者や関係機関と連携し、相談できる大人がいない児童へ適切に対応する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・6月15日～6月19日を「いのちの大切さを共に考える」週間として位置付ける。この週間では、6月15日（月）の朝会で校長が「いのちの大切さ」についての講話を行う。
- ・6月には道徳で、「生命尊重」についての授業を全学級で行い、「いのち」について真摯に向かい合えるようにする。

児童の自己肯定感を高める取組

- ・委員会活動や縦割り班活動、係活動等、人のために役に立つ活動を通して、有用感や成就感を味わわせることで、自己肯定感を高めていく。
- ・道徳や学活では、お互いのよいところを認め合ったり、「はちおうじキャリア・パスポート」を継続的に活用し、スモールステップで自己を振り返ったりして、自分のよさに気づかせていく。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。